

入 札 説 明 書

令和 8 年 2 月 1 0 日さいたま市告示第 2 5 3 号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市中央区役所駐車場管理業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出するときは、次に掲げる（ウ）又は（エ）の書類を添付してください。

過去 5 年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模（駐車場台数 3 5 台以上）と同規模の契約実績があることを証明する書類

（ア）競争入札参加申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

（イ）紙入札参加承認申請書（電子入札システムを利用できない場合のみ提出）

（ウ）契約書の写し

（エ）履行を証明する書類の写し

(3) 提出期間

ア 電子入札システムにより提出する場合

告示の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

イ 紙により提出する場合

告示の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市中央区役所区民生活部総務課

〒338-8686

さいたま市中央区下落合 5 - 7 - 1 0

電 話 048-840-6013（直通）

F A X 048-840-6160

電子メール chuoku-somu@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2 (4) に同じ

(3) 提出期間

告示の日から令和8年2月27日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後4時まで)

(4) 回答方法

令和8年3月6日(金)までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和8年3月16日(月)

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和8年2月27日(金)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1) のアに該当する場合 過去2年に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し(2件分)

イ (1) のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

6 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としてします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

7 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和8年3月24日（火）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

(4) 地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、当該契約を締結した会計年度の翌年度以降のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合があります。